○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年東北地方整備局告示第八十九号むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）

三　事業施行期間　自令和三年三月二十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、上北郡横浜町字林尻、字夷ケ沢平、字大豆田、字家ノ前川目及び字鶏ケ唄地内において事業地を変更する。

使用の部分　令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、字大豆田を削り、上北郡横浜町字林尻、字夷ケ沢平、字家ノ前川目及び字鶏ケ唄地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄二一二四番から同村大字古口字板敷四〇四七番まで	前	九・九〇～一一九・四三メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	四・八九〇キロメートル	
	後 B	九・九〇～一一九・四三メートル	
	後 A	四・八九〇	
	後 B	一三・二二～一二四・七〇	
	後	四・九八六	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
橿原市新堂町三九番一から同市東坊城町一三五番一まで	〇・〇〇～一四一・五三メートル（〇・三〇〇キロメートル）

(四)　指定する期日　令和八年三月六日

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橿原市新堂町三九番一から同市東坊城町一三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月八日六時

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
和歌山県東牟婁郡串本町串本二六八番二から同県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番一まで	前	七・〇〇～九二・五〇メートル	上記A及びBは、関係する敷地の区分をいう。
	後 A	二五・五一〇キロメートル	
	後 B	一〇・五〇～一六一・一八メートル	
	後 A	一九・七六〇	
	後 B	七・〇〇～九二・五〇メートル	
	後	二五・五一〇キロメートル	
	後	一〇・五〇～一六一・一八メートル	
	後	一九・七六〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二六一番一地先まで	前	二一・二八～一五八・五七メートル
	後	二一・二八～一五八・五七キロメートル

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四国横断自動車道阿南四万十線	阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二七八番地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月八日十六時